

公募公告

下記のとおり公告します。

平成30年2月14日

支出負担行為担当官

関東財務局総務部次長 古川 芳隆

記

1. 公募に付する事項

タクシーの供給に関する請負契約

(詳細は、参加要領を参照)

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 本件に関する参加条件を全て満たしている者であること。

① 別紙に記載する「イ」若しくは「ロ」の交通圏の認可法人であること。

② 一法人につき、24時間配車可能な車両を別紙に記載する台数以上有していること。

③ 乗車券を無償で当局に提供できることが可能であり、且つ、支払いに当たり、一月の利用料金を月末で締め、次月に精算することが可能であること。(乗車券は使用者名、乗車年月日、乗車時刻、料金及び乗車区間が記入できるものであること。)

④ 上記③の乗車券の使用による手数料がかからないこと。

⑤ 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。

3. 参加要領の交付日時及び場所

平成30年2月14日（水）から平成30年3月1日（木）まで

平日9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

交付場所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局総務部会計課契約係（17階）

電話 048-600-1087

4. 申込書等必要書類を提出した者のうち、上記2に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

5. 申込書の提出期限及び場所

平成30年3月1日（木）17時00分まで

（提出先）埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局総務部会計課契約係（17階）

別紙

イ. 地域 : 東京都 特別区・武三交通圏
台数 : 500台以上

ロ. 地域 : 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏
台数 : 100台以上